

豊岡市立城崎中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月2日

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

2 校内組織体制

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに全職員が「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。したがって、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。【別紙 校内指導体制】

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（1） 基本的な考え方

いじめについては、「どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、「いじめを許さない学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「わかる授業」への取組を進め、生徒の心に寄り添った実践に努めるとともに、道徳教育や体験活動の充実等、教育活動全体を通じて生徒の自尊感情や自己有用感を高め、規範意識等の社会性を育み、「人権が尊重される学校文化」を築く必要がある。さらに、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

（2） 研修の充実

「いじめの定義」「いじめの基本的な考え方」等を踏まえ、教職員の資質向上と、指導体制の構築を図る。

- ・ いじめについての共通理解（4月）
- ・ 教職員の資質向上のための校内研修（SCによるカウンセリング・マインド、ストレスマネジメント研修）
- ・ 保護者、教員向け情報モラル研修会の実施（8月）
- ・ 生徒向け情報モラル研修会の実施（5月、11月）

（3） 生徒の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・ 生徒会による自発的・自治的な活動（校則運用点検、エコキャップ収集など）
- ・ 体験活動の充実（トライやる・ウィーク、車いす体験、高齢者との交流、調理実習など）
- ・ コミュニケーション活動を重視した特別活動（1分間スピーチ、弁論大会など）
- ・ 異年齢交流（清掃活動、給食、プロジェクトC、フラワープロジェクト）

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・ いじめ防止基本方針のホームページ公開
- ・ オープンスクール、学年便りの発行
- ・ 警察、豊岡こども家庭センター、豊岡市こども支援センター等との連携の推進
- ・ 青少年育成城崎町民会議への参加（年2回）
- ・ PTAと連携したあいさつ運動（6、10、2月）

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

(1) 基本的な考え方

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。したがって、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・ 見守り活動（チャンス相談など） ～子どもがいるところには、教職員がいる～
- ・ 生活ノート ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～
- ・ アセステストの実施と分析及び情報共有（年3回）
- ・ 定期的なアンケート、教育相談の実施（子どもの心を理解する強化月間5月、9月、2月）
- ・ いじめアンケートの実施（毎月1回）

5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

(1) 基本的な考え方

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、即時に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめを認知したときは、その場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。また、ただちに学級担任、生徒指導担当（いじめ対応チーム）に連絡し、管理職に報告する。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

○子どもに対して

- ・ 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・ 一定期間（3か月）の見守りや支援を行う。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。
- ・一定期間（3か月）の見守りや支援を行う。

（４） いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

○子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

（５） いじめが起きた集団への働きかけ

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

（６） ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

(7) 関係機関との連携

○教育委員会

いじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

《県教育委員会但馬教育事務所》 26-3774

- ・指導主事や学校問題サポートチーム（学校OB、警察OB、スクールソーシャルワーカー、精神科医）
- ・教育事務所「教育相談窓口」（弁護士等）の利用

《豊岡市教育委員会》 23-1452

- ・出席停止措置（学校教育法第35条）

公立の小・中学校において、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。

- ・就学校の指定の変更や区域外就学

いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守りぬくために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、市町内の他の学校や他の市町等の学校に変更したい旨の申し出があれば、市町教育委員会と十分に協議する。

○警察

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する。

豊岡警察 24-0110

○その他の関係機関

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得る。

豊岡こども家庭センター 22-4314 豊岡市福祉事務所 24-7033

6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

- ・取組評価アンケート（7月、12月、3月）
- ・PDCAサイクルによる年間指導計画等の定期的な見直し
- ・「いじめ対応チーム」会議
- ・「いじめ対応チーム」会議を踏まえた校内研修等
- ・SCの活用（当該児童生徒・保護者への支援、職員研修、対応への協力）
- ・教職員の資質能力向上のための校内研修等